

EU カナダ包括的経済貿易協定の批准と EU 法、国際法、及びベルギー法
(報告の成果と課題)

ジャン・モネ EU 研究センター
(慶應義塾大学)
主任研究員
東 史彦

先般、EUによるEUカナダ包括的経済貿易協定(以下「CETA」)の署名にベルギー・ワロン地域が反対を表明し、成立が危ぶまれた。本報告では、このCETAの事例から、現在交渉中の日EU経済連携協定(以下「日-EU EPA」)にとっての示唆を得ることを目指す。

CETAは、投資の容易化および投資家対国家紛争処理(以下「ISDS」)を含む投資保護等をも規定する。特に、ISDSに関しては、伝統的なISDSを修正し、投資裁判所制度(以下「ICS」)を導入予定である。2016年10月14日、ベルギーのワロン地域議会は、特に、CETAのICSとそれによるEU・加盟国の規制権限への悪影響を理由に、CETA署名に反対した。その後、コミッションがワロン地域の主張を尊重する旨をCETAに盛り込んだため、ワロン議会もCETAを承認し、同年10月30日、EU・カナダはCETA署名にこぎつけた。現時点では、2017年2月15日に欧州議会がCETAに同意を与え、一部が暫定適用、全加盟国の批准後に全体適用の予定だが、見通しは不透明である。

EU加盟国は従来のISDSを規定する二国間投資協定をこれまで多数締結している。他方、CETAは、従来のISDSへの批判(国家の公共政策への影響、アドホックな仲裁手続とその非公開性、仲裁人の欧米偏向)に対応する形で、ICSの制度を規定した(常設の紛争解決法廷、手続の公開、国家の規制権限の確認等)。このICS(及びISDS)は、実際に国家の規制権限に(悪)影響を与えるのかという点を明らかにする。

CETAのような国際協定の締結がEUの排他的権限なのか、加盟国との共有権限なのか問題となる。この点に関しては、アヴォカ・ジェネラルがCETAとほぼ同目的・同内容のEUシンガポールFTA(以下「EUSFTA」)を混合協定と判断している。近日中に行われるEU司法裁判所の判断により、EUSFTAの法的性質が確定され、よってCETAの扱いも明らかとなる見込みである。

以上に関して、現時点でのCETAの事例に読みとれる日EU-EPAにとっての示唆は、第一に、日-EU EPAに含まれるEU・加盟国の共有権限事項が多いほど、加盟国により批准拒否される部分・可能性が多くなる点に留意する必要がある点、第二に、日-EU EPAに投資章が導入される場合の選択肢として、伝統的なISDSとICSとが考えられるが、EU加盟国による批准拒否を避けるための選択が重要となる点である。